

夜間対応型訪問介護重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

1. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	わかたけ ナイトケアステーション
経営主体	社会福祉法人 若竹大寿会
所在地	神奈川県横浜市神奈川区平川町 2-4
電話番号	0 4 5 - 4 8 8 - 5 3 6 3
F A X 番号	0 4 5 - 4 8 8 - 5 3 3 0
事業所番号	1 4 9 0 2 0 0 0 9 2
サービスを提供できる地域	横浜市神奈川区・鶴見区及び近隣地域

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤 兼務	非常勤 兼務	合計	業務内容
管理者		1 名	0 名	1 名	従業者及び業務の管理
オペレーター	介護福祉士	6 名	5 名	1 1 名	通報に対応し、介護員派遣等の判断、指示 を行う
	社会福祉士	0 名	0 名	0 名	
定期訪問介護員	介護福祉士	6 名	5 名	1 1 名	ケアプランに沿った介護、援助のため定期 巡回する
	実務者研修	0 名	0 名	0 名	
	初任者研修	0 名	0 名	0 名	
	ヘルパー 2 級	0 名	0 名	0 名	
随時訪問介護員	介護福祉士	6 名	5 名	1 1 名	オペレーターからの指示による訪問をし て、適切な介護、援助を行う
	実務者研修	0 名	0 名	0 名	
	初任者研修	0 名	0 名	0 名	
	ヘルパー 2 級	0 名	0 名	0 名	
面接相談員	介護福祉士	2 名	0 名	2 名	利用申込みに関わる面接、調整等を行う

(3) 営業日および営業時間

①受付・面接相談

月曜～金曜の 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

年末年始の休日 1 2 月 3 0 日～1 月 3 日

②サービスの提供時間

オペレーター（24 時間契約者）：年中無休・24 時間

オペレーター（夜間のみの契約者）：年中無休・18 時から翌 8 時

2.事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

介護保険法に基づく指定夜間対応型訪問介護事業の適正な運営確保のために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護者に対して適正な指定夜間対応型訪問介護サービスを提供するものとします。

(2) 運営方針

要介護者の心身の特性を踏まえ、状況および環境に応じて、身体介護および日常生活上の緊急時の対応、その他、夜間において安心して在宅生活を送ることができるようにするための援助を行います。

3. サービス内容

(1) オペレーションセンターサービス

ご利用者宅の居室にケアコール端末を設置し、ケアコール端末からの緊急通報で、オペレーターが即座に対応し、会話で安否をお尋ねし、状況により訪問などの要否を判断し、適切に対応します。

(2) 随時訪問サービス

通報を受けるとオペレーターの指示により、訪問介護員が駆けつけ、状況を判断して適切な対応をし、場合によってはご家族、主治医、救急等への連絡をするなどの安全を計ります。

(3) 定期巡回サービス

ケアプランに基づいて訪問介護員がご利用者宅を定期巡回し、体位交換・トイレ介助・移動介助等の介護、介助を行います。

(4) 夜間対応型訪問介護計画の作成

4. 利用料金

(1) 料金および費用

事業所の受け取る、基本料金および訪問介護サービス等を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割もしくは3割の額とする。なお詳細は料金表のとおり。

(2) キャンセル料

キャンセル料はいただきませんが派遣の都合がありますので、キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。（連絡先 **電話：045-488-5363**）

(3) その他

- ① ご利用者宅で、サービス提供に必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様負担となります。
- ② ケアコール端末機使用時の通信料はお客様負担となります。
- ③ 通常の事業の実施地域を越えて行方際に要した交通費は、片道1kmに対し30円徴収いたします。
- ④ 料金のお支払い方法 毎月20日頃までに前月分の請求書を郵送いたします。お支払いは26日（土・日・祝祭日は翌営業日）にご指定の口座からの口座振替とさせていただきます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している介護支援専門員（ケアマネージャー）とご相談の上、お申込み下さい。サービス提供の依頼を受けた後、担当職員が訪問して契約及びケアコール端末の設置を行います。端末設置後、夜間対応型訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始いたします。

(2) 鍵の保管について

ご利用者宅の鍵の保管については、ご利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任をもって保管します。事業所の職員の責において、紛失・破損等した場合にはすみやかに鍵の取替え等必要な対処を講じるものとします。

6. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（厚生労働省）を遵守し、適切に行います。

7. 緊急時の対応方法

(1) 対応時間 午前0時から翌午前0時

(2) 対応方法

サービス提供中の利用者の容体急変時には、速やかにご家族、緊急連絡先または主治医に連絡し、必要に応じて救急隊への連絡をし、医師等の指示に従い対応します。

緊急連絡先 (優先順位①)	氏 名		続柄	
	連 絡 先	自宅・携帯（ 住所		
緊急連絡先 (優先順位②)	氏 名		続柄	
	連 絡 先	自宅・携帯（ 住所		
医療機関等	医療機関名			
	連 絡 先	電話番号（ 主治医名		

8. 事故時の対応及び損害賠償

- (1) 事業所は、サービス提供に際して利用者にけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡およびその他適切な措置を迅速に行います。
- (2) 事業者は、サービス提供に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、その限りではありません。
- (3) 事業者は、利用者の故意または重大な過失により損害を受けた場合は、その損害賠償を請求することができます。

9. 虐待の防止

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）
委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査に努めます

10. 事業継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対して訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期に実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

11. 衛生管理等

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の必要な管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等 活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

12. ハラスメント

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった従業員の心身に悪影響を与えます。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為。
- (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力。
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力。
- (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為。

1 3. その他運営についての留意事項

(1) 事業所は、従業員の資質の向上を図るために研修に機会を次の通り設けるものとし、また、事業体制を整備する。

①採用時研修 採用後 3 か月以内 ②継続研修 年 1 回以上

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

1 4. 相談窓口、苦情対応について

(1) 当事業所の相談・苦情受付窓口

相談・苦情に対する窓口として以下の担当者を置き、対応します。

連絡先 (TEL) 0 4 5 - 4 8 8 - 5 3 6 3 (FAX) 0 4 5 - 4 8 8 - 5 3 3 0

担当者：(管理者) 小林 友

(2) 法人の相談・苦情受付窓口

相談・苦情に対する窓口として以下の担当を置き、対応します。

社会福祉法人 若竹大寿会 法人本部

連絡先 (TEL) 0 4 5 - 5 4 8 - 9 2 3 3

(2) 行政機関その他苦情受付期間

①神奈川区役所 高齢・障害支援課

(所在地) 横浜市神奈川区市広台太田町 3-8

(電話) 0 4 5 - 4 1 1 - 7 0 7 9 (FAX) 0 4 5 - 3 2 4 - 3 7 0 2

②鶴見区役所 高齢・障害支援課

(所在地) 横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1

(電話) 0 4 5 - 5 1 0 - 1 7 7 0 (FAX) 0 4 5 - 5 1 0 - 1 8 9 7

③港北区役所 高齢・障害支援課

(所在地) 横浜市港北区大豆戸町 26-1

(電話) 0 4 5 - 5 4 0 - 2 3 2 5 (FAX) 0 4 5 - 5 4 0 - 2 3 9 6

④保土ヶ谷区役所 高齢・障害支援課

(所在地) 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9

(電話) 0 4 5 - 3 3 4 - 6 3 9 4 (FAX) 0 4 5 - 3 3 1 - 6 5 5 0

⑤西区役所 高齢・障害支援課

(所在地) 横浜市西区中央 1-5-10

(電話) 0 4 5 - 3 2 0 - 8 4 9 1 (FAX) 0 4 5 - 2 9 0 - 3 4 2 2

⑥神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

(所在地) 横浜市西区楠町 27-1

(電話) 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7 (電話) 0 5 7 0 - 0 2 2 - 1 1 0《苦情専用》

⑦横浜市健康福祉局 介護事業指導課

(所在地) 横浜市中区本町 6 丁目 50-10 本庁舎 16 階

(電話) 0 4 5 - 6 7 1 - 2 3 5 6

15. 併設事業の概要

事業一覽

訪問介護 わかたけ（訪問介護）

わかたけ 24ヶアステーション 神奈川 (定期巡回随時対応型訪問介護)

わかたけ訪問看護ステーション（訪問看護事業所）

わかたけケアプラン（居宅介護支援事業所）

16. 介護サービス第三者評価等の実施状況

第三者による評価に実施	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	2. なし		

夜間対応型訪問介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業所所在地 横浜市神奈川区平川町2-4

名 称 わかたけ ナイトケアステーション

説明者

私は、契約書及び本書面により、事業者からの夜間対応型訪問介護についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者 住 所

氏名

(代理人) 住 所

氏名 (続柄)